



ABAスタジオ
collet
これっと

災害対応マニュアル

一般社団法人ポジティブサポート

ABA スタジオこれっと

災害対応マニュアル

(はじめに)

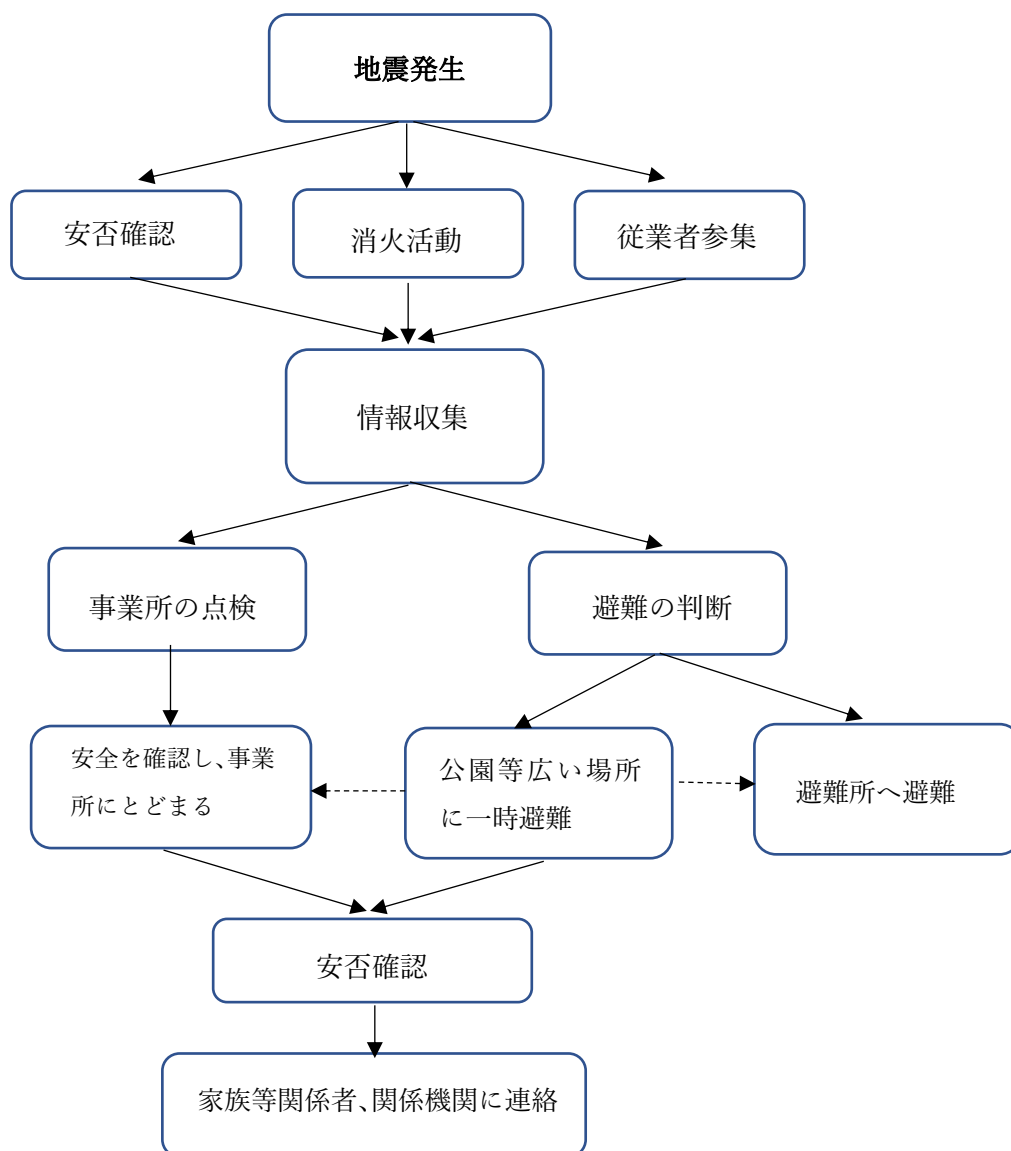
地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定める。本マニュアルは、ABA スタジオこれっとの事業活動において、火災・震災・自然災害・事故発生時の利用児童と従業員の人命と安全を図ることを目的とする。

(指揮命令系統)

- ① 管理者 ② 正規職員 ③ 契約職員 ④ パートタイム職員の順となります。パートタイム職員のみの場合は原則入社年次でリーダー役を定める

1. 地震編

地震対応フローチャート

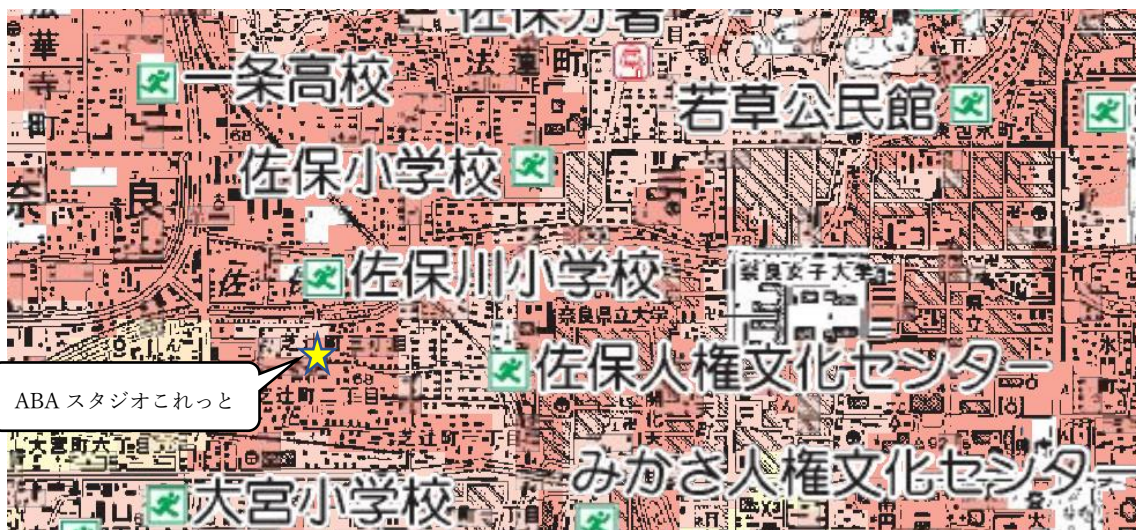


地震対策

項目	具体的な取組み
被害予測	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件の確認 (断層の状況、建物の耐震性、地割れ、地滑り等の危険性の確認)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害の想定 (火災、津波、ライフライン遮断等)
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の参集基準の決定 (夜間や休日等も想定しておく)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担の決定 (夜間や休日等も想定しておく)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制の整備 (利用者、従業者、関係機関など。夜間や休日等も想定しておく)
基準策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難基準の決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所、経路の決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業・再開の基準決定
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する情報の収集 (避難方法、配慮すべきことなど)
事前・事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備、備品等の点検及び対応 (建物そのものの点検や消火設備の設置場所、使用方法の確認)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民、事業所等との協力体制の構築
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業が続く場合の利用者処遇について、予めご家族等関係者と想定しておく
研修・訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害マニュアル・災害対応の周知
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する基礎知識定着のための研修
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練 (夜間や休日等も想定しておく)

(1) 立地条件の確認

奈良市地震ハザードマップ（地域危険度マップ）



事業所周辺の建物全壊率は、50%以上の地域となっており、建物倒壊の危険性が高い地域

奈良市地震ハザードマップ（ゆれやすさマップ）



他の地域と較べて揺れやすい地域（揺れが緩和されない地域）

(2) 職員参集基準

時間	状況	参集者
勤務時間中	震度4の地震が発生したとき	管理者 勤務中の従業者
	震度5以上の地震が発生したとき	管理者

勤務時間外	震度 5 以上の地震が発生したとき	管理者
-------	-------------------	-----

(3) 避難について

● 避難基準

広い場所へ避難	サービス提供時間中に震度 4 以上が発生した場合、必ず駐車場や公園等広くて安全な場所に一時避難して安否確認を行う。
避難所へ避難	広い場所へ避難したあと、避難準備・高齢者等避難開始情報が発令されたり、事業所や近隣で、火災や土砂災害等の差し迫った危険が予見されるとき。

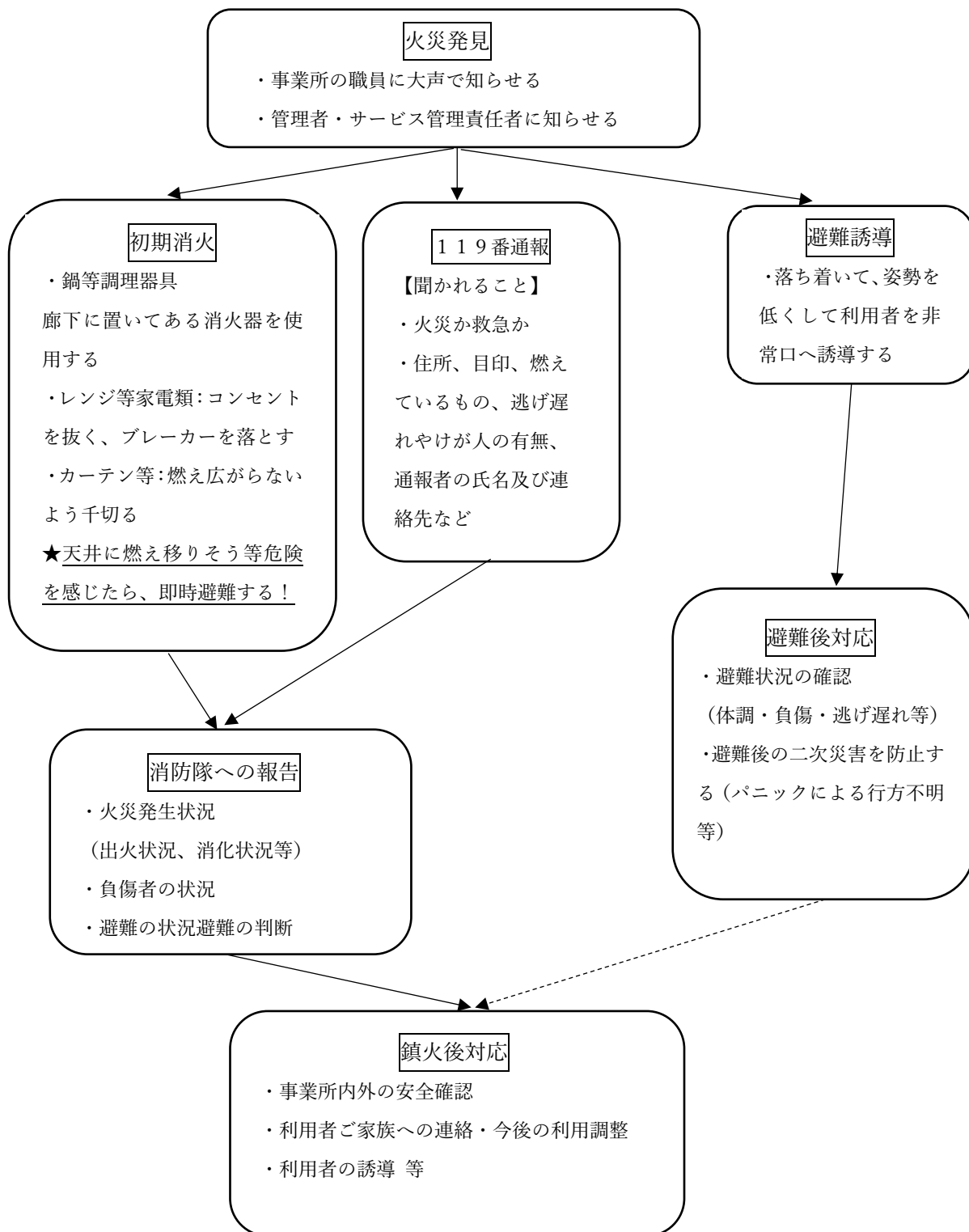
● 避難経路

- ・ 事業所から佐保川小学校までの避難経路（歩いて約 3 分）



3. 火災編

火災対応フローチャート



火災対策

項目	具体的な取組み
被害予測	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品の確認 (キッチンや配線コードまわりの掃除、布巾やカーテン等の燃え移りそうなものの整理整頓、ゴミや暖房器具の確認、放火されそうなものはないか)
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集基準の決定 (夜間や休日等も想定しておく) ・役割分担の決定 (夜間や休日等も想定しておく) ・連絡体制の整備 (利用者、従業員、関係機関など。夜間や休日等も想定しておく)
基準策定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難基準の決定 ・避難場所、経路の決定 ・休業・再開の基準決定
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する情報の収集 (避難方法、配慮すべきことなど)
事前・事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品等の点検及び対応 (建物そのものの点検や消火設備の設置場所、使用方法の確認) ・食料、飲料水、介護、救護用品等の備蓄 (3日分×人数分、大規模災害にあつては7日分×人数分) ・近隣住民、事業所等との協力体制の構築 ・休業が続く場合の利用者処遇について、予めご家族等関係者と想定しておく
研修・訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害マニュアル・災害対応の周知 ・災害に対する基礎知識定着のための研修 ・避難訓練 (夜間や休日等も想定しておく)

(1) 職員参集基準

時間	状況	参集者
勤務時間中	事業所内で初期消火可能な程度の火災が発生したとき	管理者
	事業所内で初期消火が不可能な火災が発生したとき	勤務中の従業員
	事業所の隣家等近隣で火災が発生し、燃え移りそうとき	勤務中の従業員

勤務時間外	事業所内で火災が発生したとき 事業所の隣家等近隣で火災が発生し、燃え移りそうとき	管理者
-------	---	-----

(2) 消火器の使い方

- ①火元から3～5 m離れる
- ②レバーを固定しているピンを垂直方向に抜く
- ③ホース先端のノズルを握り、火元に向ける
- ④レバーを握り、手前から法規で掃くように消火剤を放射する



(3) 避難について

● 避難基準

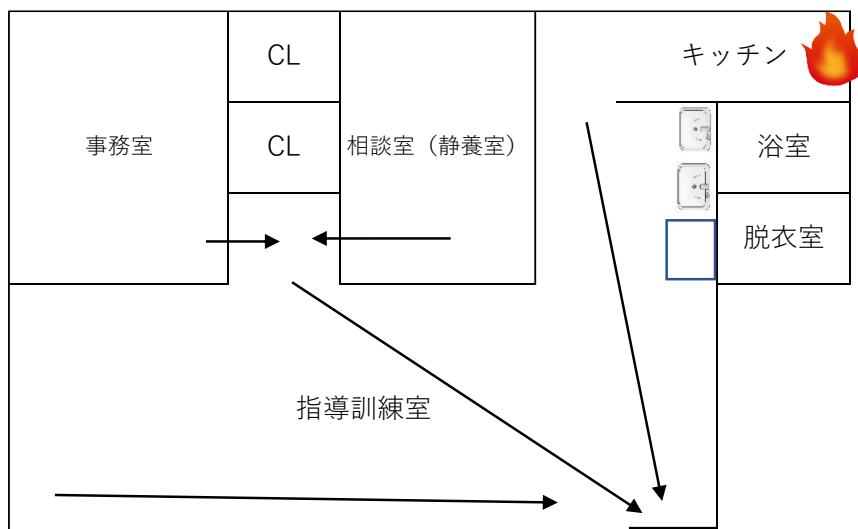
広い場所へ避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火が確認できた時点で、避難担当者は利用者及び従業員を避難させる ・ 初期消火担当者は、天井に燃え移ることが予見された時点で避難する ・ 大規模火災となりそうな場合は、近くの佐保川小学校へ避難させて貰う <p>※事業所北側で火災が広がっている場合は、大宮小学校に避難</p>
---------	---

● 避難方法

煙を吸わないよう濡れたタオル等で口や鼻を覆い、低い姿勢で避難する。

● 避難経路

- ・ 事業所内避難経路



- 一次避難所



- ・事業所から佐保川小学校までの避難経路（歩いて約3分）
- ※火災の状況により、大宮小学校に変更すること

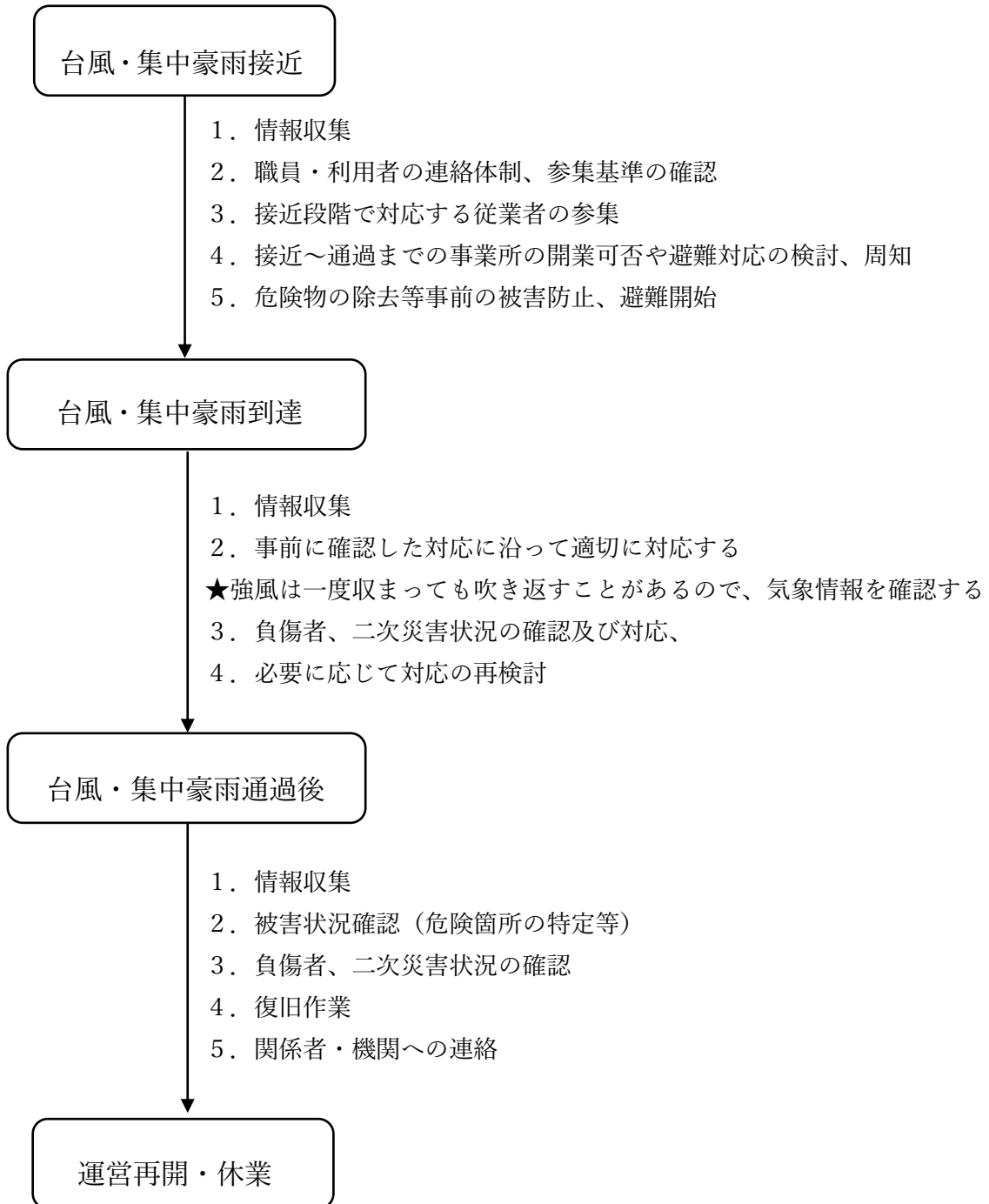
- 広域避難場所



- ・事業所から平城宮跡公園までの避難経路（歩いて24分）

4. 風水害編

台風・集中豪雨等風水害対応フローチャート



風水害対策

項目	具体的な取組み
被害予測	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件の確認 (近くの河川や、池、崖や山による浸水、土砂崩れ等の想定など)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害の想定 (避難中の行方不明、工場等からの有害物質の漏洩など)
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の参集基準の決定 (夜間や休日等も想定しておく)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担の決定 (夜間や休日等も想定しておく)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制の整備 (利用者、従業員、関係機関など。夜間や休日等も想定しておく)
基準策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難基準の決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所、経路の決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業・再開の基準決定
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する情報の収集 (避難方法、配慮すべきことなど)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報やライフライン復旧等の必要な情報収集及びその方法 (テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線など)
事前・事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備、備品等の点検及び対応 (建物そのものの点検や消火設備の設置場所、使用方法の確認)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水、介護、救護用品等の備蓄 (3日分×人数分、大規模災害にあっては7日分×人数分)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民、事業所等との協力体制の構築
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業が続く場合の利用者処遇について、予めご家族等関係者と想定しておく
研修・訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害マニュアル・災害対応の周知
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する基礎知識定着のための研修
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練 (夜間や休日等も想定しておく)

(1)立地条件の確認



事業所北方向の佐保川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域、佐保川の北側に洪水浸水想定区域（0.5m～3.0m未満）が広がっているため、近づかない。

(2) 職員参集基準

時間	状況	参集者
勤務時間中	事業所所在エリアに大雨・洪水警報が発表された場合	管理者 勤務中の従業者
	事業所所在エリアに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報が発令（発表）された場合	管理者

(3) 避難について

● 避難基準

垂直避難	事業所所在エリアに、氾濫注意報、大雨注意報、洪水注意報が発令された。「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された。「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令されたが、避難所に移動するより高所に避難する方が安全と判断するとき。
避難所へ避難	事業所所在エリアに、特別警報、大雨警報、洪水警報等が発令された。「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された。

● 避難経路



- ・避難先の大宮小学校までの所要時間は、歩いて7分

4. 共通事項

休業・再開の基準

休業	事業所の設備（電気系統等ライフライン含む）の安全性が確保できないとき。従業員の確保ができないとき。
再開	事業所の設備に異常がないことが確認でき、従業員の確保もできるとき。

水や食料、医薬品などの備蓄

水や食料などの確保が出来なくなるほかライフラインが停止する可能性があるため、平常時から水や食料、医薬品、衛生用品、防水・保温用品等を備蓄しておく。

★量、使用・消費期限等について年1回、点検を実施する。

5. 緊急連絡先一覧

【防災関係機関等緊急連絡先】

分類	連絡先関係機関	電話	備考
火事・救急・救助	消防指令センター (奈良市防災センター)	119	
事件・事故	奈良県警察本部通信指令課	110	
防災	奈良市消防局	0742-35-1191	
	奈良市中央消防署	0742-22-7051	
	奈良警察署	0742-20-0110	
	奈良警察署 新大宮駅前交番	0742-33-7221	
	奈良市防災センター	0742-35-1199	
ライフライン	電気：関西電力(株) 奈良支店	0742-27-1237	
	ガス：大阪ガス	0120-457-622(学園前) 0120-544-209	
	水道：奈良市企業局	0742-34-5200 (代)	
	通信：NTT 西日本	0800-2000116	
医療機関	すくすくこどもクリニック	0742-40-3939	協力医療機関
	市立奈良病院	0742-24-1251	

注) 大規模災害時の安否情報などの連絡には、NTT のダイヤル番号 1 7 1 「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」が使用可能。使用する場合は、職員や利用者の家族にも周知しておく。

注) 通信機能がすべて途絶えた場合に備えて、自転車やオートバイの利用なども検討しておくこと。

令和 5 年 5 月施行

(補足資料)

第1章 防災（地震・火災）に関する事

1. 火災に備える

◎思いもよらない事で火災は発生します。以下の点に注意しましょう。

①火器設備（ガスコンロ、カセットコンロ）

- ・ 燃焼中の器具の付近に可燃性のある物はないか
- ・ 調理中の油の引火、空焚き
- ・ 消火、元栓の確認
- ・ カセットコンロについては、並列での使用の禁止、ガスボンベの残量の確認

②電気設備（電灯、コンセント（タップ含む）、漏電）

- ・ 可燃性のある物を付近に放置していないか（白熱灯、アイロンなど）
- ・ コンセントは根元までさしてあるか（抜けかけたコンセントに埃が溜まり引火）
- ・ 電気使用量を超えた、たこ足配線をしていないか
- ・ コードは熱を帯びていないか
- ・ 電気コードの破損カ所はないか（破損部からスパークして引火）
- ・ 電気コードを棚などで踏んではいけないか

2. 震災に備える

◎震災はいつ起こるかわかりません。常に備えておきましょう。

注意すべき点

- ・ 棚やTV、冷蔵庫等大型の倒れやすい物は固定しているか
- ・ 食器棚等は揺れにより扉が開き食器が飛び出さないように工夫しているか
- ・ 照明器具や掲示物（額等）落ちてこないように工夫しているか
- ・ 窓ガラスやガラス棚のガラスが割れないように工夫しているか
- ・ 特に蛍光灯（LEDは除く）が落下した時の為に、飛散防止カバーをしているか
- ・ 棚の上に重たい物を載せていないか（揺れにより落下しないか）
- ・ 避難通路に不要な荷物等が置かれていないか

3. 避難訓練

◎定期的に避難訓練を実施し、慌てず避難できるように備えましょう。

- ①火災、地震発生時の避難誘導マニュアルの作成、周知、検証
- ②自衛消防組織の作成（防火管理者の配置⇒指定の講習を受けなければなりません）
- ③緊急連絡網の作成（避難持ち出し袋に常備しておきましょう）
- ④消防通報手順の作成（固定電話設置場所付近等に掲示しましょう）
- ⑤第1次避難場所及び広域避難場所までの定期的な誘導訓練（記録の作成）
- ⑥年1回の消防署立会の避難訓練、及び年1回の通報訓練の実施（消防署へ届けが必要）

4. 消防設備点検

◎いざと言う時に使えなくては大事です。法定点検を必ず受けましょう。

半年に1回の設備点検（消火器、誘導灯、その他 施設規模によって内容は変わります）

点検記録は消防署への届が必要となりますので、設備業者へ依頼します（一覧参照）

※消防署立会の避難訓練と設備点検（設備業者）は消防法に定められています。

5. 火災が発生した時の対応（基本対応）

- ①火災発生（発見者は全員に大声で知らせる）
- ②管理者は、職員に避難の指示を行う
- ③初期消火係と通報係は直ぐに着手する
- ④避難誘導係は児童を安全に第1避難場所に避難させる
（煙を吸わないように、低い姿勢及び口鼻をハンカチなどで塞ぐ）
（個室・トイレ等に残されている児童は居ないかの確認も忘れない）
- ⑤各担当は管理者へ状況報告を行う（職員、児童数の点呼）
- ⑥各家庭や関係機関への連絡

6. 地震が発生した時の対応（基本対応）

- ①地震速報アラームもしくは揺れを感じたら、全員に大声で知らせる
- ②児童を窓や棚等から離れさせ、安全な態勢を取らせる
（身をかがめ頭を隠す、机があれば潜らせる）
- ③ドア付近の職員はドアや窓を解放する（揺れで扉が開かなくなる可能性が大きいいため）
- ④揺れが収まるまでは動かない（大声で互いの無事の確認を行う）
- ⑤揺れが収まりしだい、児童の状態を把握（ケガ等ないか）
※野外の確認を行い建物内から脱出する（靴を履かせる事を忘れない）
- ⑥同時に火元確認、電気のブレーカーを OFF にする
（電力会社が再送電した場合、コンセント等がショートし発火する危険性）
- ⑦火災があれば速やかに消火を行う。
- ⑧建物から離れ安全な場所で待機する（揺れ戻しによる建物倒壊や落下物の危険性）
- ⑨必要に応じ、広域避難場所へ誘導避難する（児童の状態を常に把握しながら行う）

7. 掲示・周知事項

- ①自衛消防組織
 - ・避難指示の指揮を行う
 - ・消防署への通報及び関係機関への連絡
 - ・初期消火係 消火器での初期消火
 - ・避難誘導係 児童を安全にかつ速やかに避難場所へ誘導する

- ・その他必要な係

②通報手順

※消防署への通報手順を明記し掲示しましょう（避難訓練時に練習しましょう）

- ・火事又は救急の伝達
- ・場所（住所及び目印となる物）
- ・状況（火災の場所及び消火状況及びケガ人、逃げ遅れの有無）
- ・電話番号及び連絡者

③初期消火

- ・消火器の容量によって噴射時間が決まっているため、的確な消火を行う
- ・消火器や水バケツで消化できるのは、天井に火が届く程度の火災であり、それ以上の火災については、人命に係わるので消火係も避難する

④避難場所（指定時に消防署へ提出している場所）

- ・第一次避難場所 施設外で安全を確保できる場所
- ・広域避難場所 近隣の学校や広場など

⑤緊急連絡先

- ・消防署 119
- ・警察署 110
- ・行政機関 子ども家庭課等

⑥児童に関する書類（ケガ等で万が一救急搬送しなければならない時に必要になります）

- ・住所、氏名、年齢（生年月日）、保護者の緊急連絡先（わかれば血液型）
- ・障害名や持病（特に持病のある児童は詳しく記載しておく）
- ・服用薬（可能な限り詳しく記載 万が一オペに至る様なケガをした時必要です）
- ・かかりつけ医
- ・事業所それぞれの建物の形状、立地条件、児童の状態・状況により、追加・変更事項があると思います。児童、職員の安全・人命確保の為、日々振り返りを忘れないように

①午前7時現在警報発令中の場合

- ・警報解除時間により営業時間変更の有無

②在校中に警報が発令された場合

- ・警報発令時間に伴う営業時間変更の有無

③警報発令又は発令中の当日利用予定児童の出欠確認

- ・保護者との連絡方法、学校との調整（保護者から連絡し調整してもらう）

④警報発令中の送迎体制

- ・送迎を行うのか、保護者の送迎にするのか、その他の方法の検討

⑤児童利用中に警報が発令された場合の事業所の対応及び送迎体制

- ・警報発令しだいで送迎を行うか、時間通り預かるか、保護者に迎えに来てもらうか、状況

により判断するのか。また保護者との連絡方法はどのように行うか
※家庭の都合もあると思いますが、きちんとした方針を定め、保護者に必ず周知しておいで下さい

8. その他注意する事

- ・ 野外活動中（利用時間）に光化学スモッグ注意報、警報が発令されたら、速やかに室内に入る
- ・ 高温注意報が出ている日は、外気温、室温を定期的を確認し、水分補給、休憩時間を取り入れ、熱中症にならないように注意しましょう（特に夏場の外出は注意が必要です）
- ・ 紫外線対策（長時間紫外線を浴びる事で、皮膚に赤みを帯びる場合も考えられますので、対策を検討しましょう）